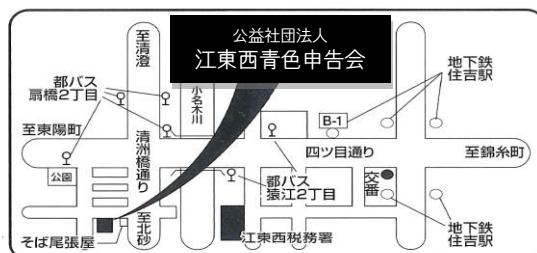


江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/>



～確定申告が間違っていたら～

確定申告を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。もう一度確認をして下さい。

申告内容に間違いがあるときは、それを訂正する手続きがあります。また、確定申告をしなければならのに申告書の提出を忘れているときは、直ちに確定申告をしてください。

<国税広報参考資料より>

【税額を多く申告していたとき】 確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります。）。

【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。
○ 平成 23～26 年分・・・法定申告期限から 5 年以内

【税額を少なく申告していたとき】 確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。
なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。
修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります。）。

【期間】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税は平成 27 年 3 月 16 日（月）、消費税及び地方消費税は平成 27 年 3 月 31 日（火））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。
また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

【確定申告を忘れていたとき】 確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

～記帳や記録保存・青色申告～記帳や帳簿などの保存の必要性

青色申告をして日常の取引を帳簿に記録することで、経営状態を正確に把握することができます。
経営の合理化・近代化に役立ち、金融機関等から融資を受けるさいにも大きなメリットになります。

原則として正規の簿記の原則（一般的には「複式簿記」）により日常の取引を正確に記帳する必要があります。ただし簡易帳簿（現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など）で記帳してもよいことになっています。

白色申告者については、確定申告を行った所得が 300 万円超の者に限定されている記帳・帳簿等保存義務が、2013 年（平成 25 年）1 月からすべての白色申告者に適用されています。



◇帳簿書類の保存期間

区 分		帳簿書類の具体例	保存期間
帳 簿	複式簿記	仕訳帳、総勘定元帳など	7 年
	簡易帳簿	現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など	
決算関係書類		青色申告決算書、棚卸表など	7 年
現金・預金関係書類		領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など	7 年
その他の書類		納品書、請求書、送り状、見積書、契約書、領収書控えなど	5 年

御協力ありがとうございました

e-Tax（電子申告）送信件数は 3 月 16 日現在で 1278 件送信しました。会員の皆様には e-Tax の代理送信にご同意頂いた事に対しましてあらためて感謝申し上げます。

また、今回の代理送信では 9 日間延べ 16 名の東京税理士会江東西支部の先生方にご支援ご協力いただきました。おかげで無事終了する事ができました。深く御礼申し上げます。

確定申告期にあたり、事務局では万全の体制を整えたつもりではございますが、会員の皆様に対し、行き届かぬ点多くあったかと思えます。何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

また事務局に対し、ご意見やお気づきの点がございましたら、今後の事業に反映させていただきたく、何なりとお知らせ下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

役職員一同



青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

三井生命保険 団体扱のご案内

会員ならではの特典！！

青色申告会では三井生命の団体扱制度をお取り扱いしています。

【メリット】

☆一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安（※）になります。

※契約時期、保険種類等により異なります。

☆現在、三井生命の保険にご加入の方は、団体扱に切り替えることで、保険料負担が軽減できます。

※保障内容は変わりません。

☆また、これから生命保険を検討したいという方も団体扱を利用することでお得にご加入できます。

【お取扱いが可能な保険契約】

☆会員本人がご契約者である月払の生命保険契約（被保険者は家族でもOK）

是非、この機会にご検討ください！！

お問い合わせは青色申告会まで

会計ソフト・複式簿記講座

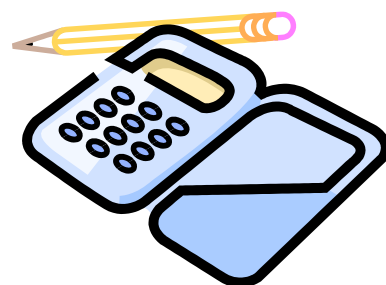
一度挑戦したけれど・・・ パソコン操作が難しくて・・・
青色申告特別控除65万円を受けるのは難しい？

所得を正しく計算し、決算・確定申告を行うためには「記帳」が必要です。
しかし、もっと大切なことは、事業の維持発展を図るために数字に基づいて過去の事業活動を反省するとともに、将来に備えての体制作りが不可欠です。
そのために「記帳」が必要となるのです。

この複式簿記の基本的なルールを、ゆっくり時間をかけて勉強してみませんか？

個別でご自身の実際の帳簿と一緒に作成していき、最終的にはご自身で決算が出来るようになっていただくのが目標です。

ご相談は、11月27日まで（土・日・祝日を除く）の、あなたのご都合の良い日時をご予約ください。お一人1回60分間で1回の受講料は1,000円。何回受講いただいてもOKです。ご予約をお待ちしております。



お申し込み・お問い合わせ03-3649-4178

複式簿記はコツさえつかめれば難しくありません。続けていくと、どこが合わないのかわかるようになってきます。毎月の試算表の作成も、作るのが楽しくなってくるぐらいです。パソコンを使用していなくても、青色申告特別控除は受けられるのです。

また、会計ソフトで帳簿をつけてみたい方も、どの会計ソフトがいいのかお悩みの方も、事務局へお越しいただければ、各種ソフトをご紹介します。まずはお問い合わせください。



青年部 年間スケジュール表

日 付		行 事	事 業
4 月	1日 3日 9日 未定	散 策 企 画	前期決算照合 第一回 正副部長会議および女性部との打合せ 第一回 事業委員会
5 月	13日 21日 29日	ミステリー企画 (公)江東西青色申告会 通常総会	第二回 正副部長会議
6 月	3日 11日 25日	青年部 通常総会 第一回 不動産鑑定士による勉強会	第二回 事業委員会
7 月	15日 23日	現代のSNS・通信環境についての勉強会	第四ブロック会議
8 月	27日		第三回 正副部長会議および事業委員会
9 月	3日 30日	会長と語る会 上期反省会	
10 月	7日 18日 22日	区民まつり スパ企画	第四回 正副部長会議および事業委員会
11 月	14日 28日	クリーンキャンペーン および反省会 切子硝子体験	
12 月	3日 16日	税制改正勉強会 青年部忘年会	兼 第四ブロック会議
1 月	未定 未定	(公)江東西青色申告会 新年賀詞交歓会 第二回 不動産鑑定士による勉強会	
3 月	23日 29日	下期反省会	第五回 正副部長会議および事業委員会

(公社) 江東西青色申告会
03-3649-4178

又は
青年部 副部長 和泉
090-5551-5397

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及、街の発展に役立つ企画をしてみませんか。
一緒に行事・勉強会をつくり上げる人を募集しています。
質問でも構いません。一度ご連絡ください。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています